資料 2 . 事業者の環境情報の公表等に関する地方公共 団体の方策に関するアンケート調査結果

. 調査結果の概要

■1.調査の概要

1)調査の目的及び内容

本調査は、地方公共団体における、事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定等を促進するための方策、事業者の環境情報等の公表に関する方策、環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握するために実施した。

2)調査方法、回収数及び回収率

調査対象は、都道府県、人口 20 万人以上の市町村、東京都 23 区の計 174 の地方公共団体とし、郵送によるアンケート調査を実施した。アンケート回収数は 142 地方公共団体、回収率は 81.6%であった。

■2.集計結果の概要

1)環境関連の計画等の策定を義務付ける条例について

国が定めた法律以外に、事業者に対して環境関連の計画等(例:地球温暖化 防止計画、 廃棄物削減計画、環境保全協定等)の策定を義務付ける独自の条例の制定の有無(N:142)

- ・「制定している」・・・・・・・ 25.4% (36団体)
- ・「特にそのような条例はない」・・・・ 71.8% (102 団体)

制定している条例が策定を義務付けている計画の主な対象環境分野(N:36、複数回答)

- :「廃棄物」・・・・・・・・・・・・・ 83.3% (30 団体)
- :「環境全般」・・・・・・・・・・・ 13.9% (5 団体)
- :「自然(緑化率等)」及び「地球温暖化」・・各 11.1%(4団体)

策定を義務付けている主な計画の概要

・「廃棄物」

大規模事業者を対象として、「一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画」の策定 を義務付けている。公表については、ほとんどの地方公共団体では、事業所単位では なく、取りまとめた結果のみの公表に留まっている。

·「環境全般」

事業所を対象として、環境保全に関する協定の締結及び計画書の策定を義務付けている。公表については、協定の内容全てを公表している地方公共団体がある一方で、活動結果のみの公表、提出及び公表は義務付けていない等、様々であった。

・「自然」

大規模事業者を対象として、「緑化計画」の策定を義務付けている。公表については、 「公表している」との回答が得られなかった。

·「地球温暖化」

エネルギーを多量に消費している事業者を対象として、「地球温暖化計画書」の策定 を義務付けている。公表については、全てを公表している地方公共団体がある一方で、 一部(取組結果のみの公表)、公表は義務付けていない等、様々であった。

今後の策定予定(N:142)

- ・「検討している」 ・・・・・・・ 4.2% (6団体)
- ・「特に検討していない」 ・・・・・ 87.3% (124 団体)

策定を予定している計画の主な対象分野 (N:6)

- :「その他(自動車)」・・・・・・・・ 66.7% (4団体)
- :「有害化学物質」及び「地球温暖化」・・・各 33.3% (2 団体)

2)環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度について

事業者が環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画等)を自主的に 策定することを支援、誘導する制度の有無(N:142)

- ・「制度を設けている」 ・・・・・・ 17.6% (25 団体)
- ・「特にそのような制度はない」 ・・・ 73.2% (104 団体)

ただし、「制度を設けている」と回答した 25 の地方公共団体の内、10 団体が設問で対象としていない「ISO14001 規格の認証取得に対する支援制度」のみを掲げているため、実際に「制度を設けている」地方公共団体は 10.6% (15 団体)である。

制度を設けている地方公共団体が策定を支援、誘導している 18 の計画等の主な対象環境分野 (N:15、複数回答)

- :「環境全般」 ・・・・・73.3% (11 団体)
- :「廃棄物」 ・・・・・26.7% (4 団体)
- :「地球温暖化」 ・・・・13.3% (2団体)

主な制度の概要

・「環境全般」

事業所を対象とした、環境保全に関する地方公共団体との協定の締結あるいは計画 書の策定を自主的に求める制度。公表については、協定の内容全てを公表させている 地方公共団体がある一方で、活動結果のみの公表、提出及び公表については事業所の 任意等、様々であった。

・「廃棄物」

大規模事業者を対象とした、「産業廃棄物の削減計画」の策定を自主的に求める制度。 公表については、「公表している」との回答が得られなかった。

·「地球温暖化」

事業者を対象とした、「地球温暖化計画書」の策定を自主的に求める制度。公表については、「全てを公表している」と「取りまとめた結果を公表」との回答が得られた(N:2)。

今後の策定予定(N:142) ・「検討している」・・・・・・・・ 9.2%(13 団体) ・「特に予定がない」・・・・・・・ 68.3%(97 団体) 策定を予定している制度の主な対応分野(N:11) :「環境全般」・・・・45.5%(5 団体) :「廃棄物」・・・・36.4%(4 団体) :「地球温暖化」・・・ 9.1%(1 団体)

3)地方公共団体のIS014001規格の認証取得状況について

4)環境報告書の作成について

環境報告書の作成状況(N:142)
・「環境報告書を作成し公表している」・・・・ 19.0%(27 団体)
今後の作成予定(N:115)
・「作成を検討している」・・・・・・ 21.7%(25 団体)

5)事業者に対する環境報告書の作成支援について

事業者が環境報告書を作成することに対する主な支援内容(N:142) :「特に何も考えていない」 ・・・・・・ 76.1%(108 団体) :「今後は何らかの支援をする予定である」 ・・ 7.0%(10 団体) :「セミナー等を開催している」 ・・・・・・ 4.9%(7 団体)

6)事業者のIS014001規格の認証取得に対する支援について

事業者に対する ISO14001 規格の認証取得への支援の有無 (N:142)

・「支援を行っている」・・・・・・ 64.8% (92 団体) ・「現在、検討中である」・・・・・ 6.3% (9 団体) ・「特に何もしていない」・・・・・ 24.6% (35 団体)

実施あるいは検討中の主な支援内容(N:101、複数回答)

:「補助金あるいは融資制度の設立」・・・・・ 73.3% (74 団体) :「セミナー等の開催」・・・・・・・・・・ 63.4% (64 団体) :「相談窓口の設置、パンフレット等の用意」・・ 50.5% (51 団体) :「コンサルティングや認証機関等の紹介」・・・ 19.8% (20 団体)

7)環境マネジメントシステムを導入した事業者への優遇措置等

環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等

■3.調査結果の総括

現時点では、全体の 38%の地方公共団体が、何らかの形で事業者に対して環境関連の計画の策定を求めており、その割合は今後も増加するものと推測される。

事業者に対して求めている環境関連の計画は、条例での義務付けでは廃棄物関連の計画が多く、任意の制度では環境全般を対象としたものが多い。

事業者に対する支援では、地方公共団体の多くが自ら ISO14001 規格の認証を取得していることもあり、これに関連した支援策が多くの団体で実施されている。

環境報告書を作成している地方公共団体の割合はまだ低く、事業所の環境報告書作成に 関する支援もほとんど行われていない。

. 調査結果報告書

■1.調査の目的

近年、環境コミュニケーションの促進あるいは社会的な説明責任等の観点から、事業者が自らの環境への取組の方針、目標、実績等を取りまとめた環境報告書を作成し、公表するケースが増加しつつある。このような事業者の取組は、自主的な環境負荷低減を推進するとともに、情報公開を通じて事業者が社会と対話することにより、地球市民の一員としての役割を果たしていくものであり、今後、大いに普及、促進を図っていく必要がある。

我が国では、環境省が本年2月に「環境報告書ガイドライン」等を作成するとともに、優れた環境報告書を表彰する「環境レポート大賞」等により、その支援を行ってきたが、今後、さらにその支援を拡大する予定であり、平成13年度については、今後の環境報告書の促進方策のあり方を取りまとめることを目的とした「環境報告の促進方策に関する検討会」を設置した。

本調査は、地方公共団体における事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定等を促進するための方策、事業者の環境情報等の公表に関する方策、環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握し、上記検討会の基礎資料として使用するために実施したものである。

■2.調査方法

調査方法は郵送によるアンケート調査であり、調査対象となる地方公共団体は以下の通りである。

- ・人口 20 万人以上の市町村
- ・都道府県
- ·東京都23区

■3.回収数及び回収率|

本アンケート調査の回収数及び回収率は以下の通りである。

・発送数:174 ・回収数:142 ・回収率:81.6%

■4.調査結果

1)事業者の環境への取組を促進する方策について

環境関連の計画等の策定を義務付ける条例について

a . 条例の有無

142 の地方公共団体における、国が定めた法律(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、省

エネルギー法等)以外に、事業者に対して、環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、 廃棄物削減計画、環境保全協定等)の策定を義務付ける、独自の条例の有無は以下の通り である。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|------------------|-----|-------|
| 1 | 策定を義務付けている計画等がある | 36 | 25.4 |
| 2 | 条例はない | 102 | 71.8 |
| 3 | その他 | 3 | 2.1 |
| | 未記入 | 1 | 0.7 |
| | サンプル数 (% ベース) | 142 | 100.0 |

b. 条例が対象としている環境分野

「事業者に策定を義務付けている計画等がある」と回答した36の地方公共団体において、計画が対象としている環境分野は以下の通りである(複数回答可)。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|-----------------|----|-------|
| 1 | 環境全般 | 5 | 13.9 |
| 2 | 自然 | 4 | 11.1 |
| 3 | 地球温暖化 | 4 | 11.1 |
| 4 | 廃棄物 | 30 | 83.3 |
| 5 | 有害化学物質 | 3 | 8.3 |
| 6 | その他 | 4 | 11.1 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ペー ス) | 36 | |

c.制度の内容について

「事業者に策定を義務付けている計画等がある」と回答した36の地方公共団体における、 事業者に対して環境関連の計画等の策定を義務付けている条例及び制度の概要については、 別紙1の通りである。

d. 今後の予定について

142 の地方公共団体における、今後、国が定めた法律(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、省エネルギー法等)以外に、事業者に対して、環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等)の策定を義務付ける条例の制定または改正の検討の有無については、以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 検討中の条例がある | 6 | 4.2 |
| 2 | 検討していない | 124 | 87.4 |
| 3 | その他 | 6 | 4.2 |
| | 未記入 | 6 | 4.2 |
| | サンプル数 (% ペ−ス) | 142 | 100.0 |

環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度について

a.制度の有無

142 の地方公共団体における、事業者が環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、 廃棄物削減計画、環境保全協定、環境マネジメントシステムの構築等)を自主的に策定す ることを支援・誘導する独自制度の有無は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 制度を設けている | 25 | 17.6 |
| 2 | 制度はない | 104 | 73.3 |
| 3 | その他 | 9 | 6.3 |
| | 未記入 | 4 | 2.8 |
| | サンプル数 (% ペース) | 142 | 100.0 |

b.対象としている環境分野

「制度を設けている」と回答した 25 の地方公共団体において、計画等が対象としている 環境分野は以下の通りである(複数回答可)。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|----|-------|
| 1 | 環境全般 | 14 | 56.0 |
| 2 | 自然 | 4 | 16.0 |
| 3 | 地球温暖化 | 8 | 32.0 |
| 4 | 廃棄物 | 8 | 32.0 |
| 5 | 有害化学物質 | 4 | 16.0 |
| 6 | その他 | 9 | 36.0 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ペース) | 25 | - |

c.制度の概要について

「制度を設けている」と回答した25の地方公共団体における、事業者が環境関連の計画等を自主的に策定することを支援・誘導する制度の概要については、別紙2の通りである。

d . 今後の予定

142 の地方公共団体における、今後、事業者が環境関連の計画等(例:地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定、環境マネジメントシステムの構築等)を自主的に策定することを支援・誘導する独自の制度創設の検討の有無については、以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 制度を検討している | 13 | 9.1 |
| 2 | 予定がない | 97 | 68.3 |
| 3 | その他 | 12 | 8.5 |
| | 未記入 | 20 | 14.1 |
| | サンプル数 (% ペ−ス) | 142 | 100.0 |

2)地方公共団体の環境マネジメントシステムの取組について

現在の取組状況

142 の地方公共団体における、ISO14001 規格等の環境マネジメントシステムの導入状況は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 全庁にて取得 | 4 | 2.8 |
| 2 | 本庁にて取得 | 23 | 16.2 |
| 3 | 本庁及び一部サイトにて取得 | 31 | 21.8 |
| 4 | 本庁以外の一部サイトにて取得 | 19 | 13.4 |
| 5 | 独自のEMSを構築 | 15 | 10.6 |
| 6 | 情報収集の段階 | 20 | 14.1 |
| 7 | 特に何もしていない | 4 | 2.8 |
| 8 | その他 | 26 | 18.3 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ベース) | 142 | 100.0 |

IS014001規格の今後の認証取得予定について(その1)

「本庁もしくは本庁及び本庁以外の一部のサイトにおいて ISO14001 規格の認証を取得した」と回答した 54 の地方公共団体における、今後(約3年の間に)の認証取得範囲(サイト)の拡大予定は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|----|-------|
| 1 | 全庁にて取得 | 5 | 9.3 |
| 2 | 全庁ではないが、現状より拡大 | 23 | 42.6 |
| 3 | 現状の範囲に留める | 20 | 37.0 |
| 4 | その他 | 6 | 11.1 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ペース) | 54 | 100.0 |

IS014001規格の今後の認証取得予定について(その2)

「本庁以外の一部のサイトにおいて ISO14001 規格の認証を取得した」と回答した 19 の地方公共団体における、今後(約3年の間に)の認証取得範囲(サイト)の拡大予定は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------------|----|-------|
| 1 | 全庁にて取得 | 0 | 0.0 |
| 2 | 本庁にて取得 | 6 | 31.6 |
| 3 | 本庁及び認証サイト以外のサイ Hこて取得 | 3 | 15.8 |
| 4 | 全庁、本庁ではないが、現状より拡大 | 0 | 0.0 |
| 5 | 現状の範囲に留める | 8 | 42.1 |
| 6 | その他 | 2 | 10.5 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ペース) | 19 | 100.0 |

IS014001規格への今後の取組予定

「ISO14001 規格の認証を取得していない」と回答した 65 の地方公共団体における、今後(約3年の間に)のISO14001 規格の認証取得予定は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|----|-------|
| 1 | 全庁にて取得 | 5 | 7.7 |
| 2 | 本庁にて取得 | 12 | 18.5 |
| 3 | 本庁及び一部サイトにて取得 | 6 | 9.2 |
| 4 | 本庁以外の一部サイトにて取得 | 1 | 1.5 |
| 5 | 情報の収集 | 18 | 27.7 |
| 6 | 特に予定はない | 10 | 15.4 |
| 7 | その他 | 9 | 13.8 |
| | 未記入 | 4 | 6.2 |
| | サンプル数 (% ペース) | 65 | 100.0 |

3)環境報告書の作成について

地方公共団体における環境報告書の作成について

142 の地方公共団体における、環境率先行動計画や環境マネジメントシステム (ISO14001等)に基づいて環境保全に取り組んだ結果の公表方法 (環境報告書の作成状況)は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|--------------------|-----|-------|
| 1 | 環境報告書を作成し公表 | 27 | 19.0 |
| 2 | 環境白書やHPにて公表 | 71 | 50.0 |
| 3 | 取組結果は公表していない | 17 | 12.0 |
| 4 | 率先行動計画等の策定等を行っていない | 1 | 0.7 |
| 5 | その他 | 25 | 17.6 |
| | 未記入 | 1 | 0.7 |
| | サンプル数 (% ペース) | 142 | 100.0 |

今後の環境報告書への取組について

「環境報告書を作成していない」と回答した 115 の地方公共団体における、今後(約3年の間に)作成予定は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 作成を検討 | 25 | 21.7 |
| 2 | 作成の予定はない | 68 | 59.1 |
| 3 | その他 | 17 | 14.8 |
| | 未記入 | 5 | 4.4 |
| | サンプル数 (% ペース) | 115 | 100.0 |

4)事業者に対する環境報告書の作成支援について

142 の地方公共団体における、事業者が環境報告書を作成することに対しての支援の有無は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|-------------------|-----|-------|
| 1 | 補助金あるいは融資制度がある | 1 | 0.7 |
| 2 | セミナー等の開催 | 7 | 4.9 |
| 3 | マニュアルや解説本等の作成 | 2 | 1.4 |
| 4 | 窓口等の相談、パンフレット等の用意 | 3 | 2.1 |
| 5 | 何らかの支援を予定 | 10 | 7.0 |
| 6 | 特に何も考えていない | 108 | 76.1 |
| 7 | その他 | 11 | 7.7 |
| | 未記入 | 3 | 2.1 |
| | サンプル数 (% ペース) | 142 | 100.0 |

5)環境マネジメントシステムに取り組む事業者に対する支援等

事業者の18014001規格の認証取得に対する支援の有無

142 の地方公共団体における、事業者の ISO14001 規格の認証取得に対する支援(補助制度、セミナー等の開催等)の有無は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|----------------|-----|-------|
| 1 | 支援を行っている | 92 | 64.8 |
| 2 | 検討中である | 9 | 6.3 |
| 3 | 特に何もしていない | 35 | 24.7 |
| 4 | その他 | 5 | 3.5 |
| | 未記入 | 1 | 0.7 |
| | サンプル数 (% ペ−ス) | 142 | 100.0 |

事業者の18014001規格の認証取得に対する支援の内容

「事業者の ISO14001 規格の認証取得に対して支援を行っている、あるいは支援を検討中である」と回答した 101 の地方公共団体における、事業者の ISO14001 規格の認証取得に対して行っている支援の内容は以下の通りである。(複数回答可)

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|-------------------|-----|-------|
| 1 | 補助金あるいは融資制度 | 74 | 73.3 |
| 2 | セミナー等の開催 | 64 | 63.4 |
| 3 | 窓口等の相談、パンフレット等の用意 | 51 | 50.5 |
| 4 | コンサルタントや認証機関等の紹介 | 20 | 19.8 |
| 5 | その他 | 9 | 8.9 |
| | 未記入 | 0 | 0.0 |
| | サンプル数 (% ペ−ス) | 101 | - |

その他の環境マネジメントシステムに取り組む事業者への支援

142 の地方公共団体における、ISO14001 規格以外の環境マネジメントシステム(例:環境省環境活動評価プログラム)に取り組む事業者に対する支援の有無は以下の通りである。

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|---------------|-----|-------|
| 1 | 支援を行っている | 18 | 12.7 |
| 2 | 検討中である | 9 | 6.3 |
| 3 | 特に何もしていない | 82 | 57.7 |
| 4 | その他 | 17 | 12.0 |
| | 未記入 | 16 | 11.3 |
| | サンプル数 (% ペース) | 142 | 100.0 |

環境マネジメントシステムを導入した事業者への優遇措置等

142 の地方公共団体における、環境マネジメントシステムを導入した事業者に対する優遇措置等の内容は以下の通りである。(複数回答可)

| | カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|---|--------------------------|-----|-------|
| 1 | 認定制度を設け、事業所名を公表 | 5 | 3.5 |
| 2 | 公共事業の内容によっては入札参加の条件 | 1 | 0.7 |
| 3 | 公共事業の内容によっては優遇 | 5 | 3.5 |
| 4 | 物品等によっては入札参加の条件 | 2 | 1.4 |
| 5 | 物品等によっては優遇 | 6 | 4.2 |
| 6 | 業者登録の際に、EMSの導入状況を記入させている | 16 | 11.3 |
| 7 | 特に何もしていない | 95 | 66.9 |
| 8 | その他 | 16 | 11.3 |
| | 未記入 | 3 | 2.1 |
| | サンプル数 (% ペース) | 142 | - |

別紙1:事業者への環境関連の計画等の策定を義務付ける条例

| | 1 | 2 | | 4 | 5 | 6 | | 8 |
|-------------|------------------------|---------------------------------------|---|--|-------------------------------------|---|---|--|
| 対象環境分野 | | 1 | 環境全般 | | T | | 自然(緑化等) | 1 |
| 地方公共団体名 | | 東京都 | 大津市 | 大津市 | 千葉市 | 兵庫県 | 東京都 | 東京都 |
| 条例の名称 | 埼玉県生活環境保全 条例 | 都民の健康と完全を確 保する環境に関する条 例 | | 大津市生活環境の保 全と増進に関する条 例 | 千葉市環境保全条例 | 環境の保全と創造に 関する条例 | | 東京における自然の 保護と回復に関する 条例 |
| 条例の施行日 | 2002/4/1 | 2001/4/1 | 1999/6/24 | 1999/6/24 | 1995/11/1 | 1996/1/17 | 1973/4/1 | 1973/4/1 |
| 制度の名称 | | 建築物に係る環境配慮 制度 | 大規模工場等におけ る環境管理の推進 | 環境保全協定 | 環境保全に関する協 定 | 特定工場等緑化計画 | 開発の規制 | 緑化計画書の届出等 |
| 制度の開始日 | 2002/4/1 | 2002/6/1 | 1999/6/24 | 1999/6/24 | 1995/11/1 | 1996/1/17 | 1973/4/1 | 2001/4/1 |
| | | 延べ床面積が10,000㎡ | | | | 敷地面積5,000㎡以 | | 1,000㎡以上の建築 |
| 類・規模 | | を超える新築又は増築 建築物 | の数が100人を越え る規模 | てない | き排出規制等の適用される事業場 | 上9,000㎡未満の製 造業 等 | | 物(公共は250㎡以上)を新築、改築、増築する場合 |
| 制度の概要 | する計画書を自ら作 成させ、これを広く | 務付けるとともに、知 事が計画書等の概要を 公表することによっ | て、環境管理の推進 に努めることを求め た制度である。対象 事業者は、取組を円 滑に推進するための | 市長はいくないでは、、保全すると等等協が協者をといてでは、保が、い境をある場合をできたいでは、、保が、い境のでは、、保が、い境のでは、は、保が、い境のでは、は、保に、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので | を推進するために必 要と認めるとき、事 業者と環境保全に関 | 工場の新設等を行う 事業者に対して、緑 化基準に従った緑化 計画届の作成及び県 への提出を求める制 度。 | 保護と回復を図ることを目的として、自 然環境に大きな影響 を及ぼす行為につい ては、あらかじめ知 | 市街地における自然 環境の回復を目的として、1,000㎡以上の建築物(公共等等、250㎡以等、、地東等等では、地域が表別では、地域が表別では、地域が表別では、地域をは、地域をは、地域をは、地域をは、地域をは、地域をは、地域をは、地域を |
| 公表に関して | 一部を公表 | 全てを公表 | その他 | その他 | その他 | 公表は行っていない | 取りまとめた概要を 公表 | 取りまとめた概要を 公表 |

| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|---------|---|--|---|--|---|--|---|---|
| 対象環境分野 | 自然(緑化等) | | 地球温暖化 | | | | 廃棄物・リサイクル | |
| 地方公共団体名 | | 岩手県 | 三重県 | 東京都 | 滋賀県 | 埼玉県 | 東京都 | 盛岡市 |
| 条例の名称 | みどりを保護し回復 する条例 | 県民の健康で快適な | | 都民の健康と完全を確 保する環境に関する条 例 | 滋賀県大気環境への | 埼玉県生活環境保全 条例 | 東京都廃棄物条例 | 盛岡市廃棄物の減量 及び適正処理に関す る条例 |
| 条例の施行日 | 1977/10/1 | | 2001/10/1 | 2001/4/1 | 2000/10/1 | 2002/4/1 | 2001/4/1 | 1995/4/1 |
| 制度の名称 | 緑化計画書の調整 | 地球温暖化対策計画 の作成提出義務 実 施状況届出義務 | | 事業活動における環境 負荷の低減制度 | 大気環境負荷低減計 画 | 産業廃棄物処理計画 | 事業者の作成する産 業廃棄物処理計画 (事業者処理計画) | 事業系一般廃棄物減 量等計画書 |
| 制度の開始日 | 1977/10/1 | 2002/4/1 | 2001/10/1 | 2002/4/2 | 2001/4/1 | 2002/4/1 | 1986/4/1 | 1995/4/1 |
| 対象事業所の種 | | 燃料使用量(原油換 | | 燃料・熱の使用量が原 | | 製造業(従業員数 | 建設業(資本金5億 | ビル管法第2条第1項 |
| 類・規模 | 以上の民間施設 | 用量が年間600万kWh | 律」に規定する「第1 | 油換算で年間1,500kl 以上、又は電気の使用 量が年間600万kWh以上 の事業所 | で、「ばい煙発生施設」を設置または「特定洗浄用物質」「有害大気汚染物質」を一物質当たり一定数量以上使用している事業者 | 300人以上)及び建設業(従業員数100人以上)。その他に、浄水場(能力30万m3/日以上)及び終末処理場(能力30,000m3/日以上)も対象 | 円以上)及び製造業 (従業員数300人以 上の工場を都内に有 する事業者) | に規定する特定建築物を管理する者、又は廃止前の大店法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の用に供される建築物を管理する者 |
| 制度の概要 | 土地の面積が300㎡ 以上の場所で建築等行 為等を対して、熱地 ・建基準面積)× 0.3 } を満たした緑 化計画書の作成お、紀 める制度 した時 が完了提出も求め られる。 | 二酸化炭素排出事業者に対して、地球温暖化対策計画の作成及び地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化の対策実施状況の知事への提出を求める制度。 | 策推進計画」の目標 (2010年までに出 1990年はの6 % 1990年は6 % 1990年は6 % 1990年は6 % 1990年は1990年 19 | 事業活動で、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 | 環境への負荷の大きさを踏まえて、上記に該当する事業全体で対して、事業全体で総合的に負荷の策定を図る計画の策定を求める制度。 | 産業廃棄等事業係 事事に表現 事事にあるの 事事にあるの 事事にあるの を多者係 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | て、廃棄物の減量、 管理体制、ことででは、 での第では、ことでの第では、 では、 を がる制度を では、 を がるは、 がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる がる | 事業系ごみの減量対策として、一定規模以上の事業額などに対して、事業系一般のでは、事業計画を表する。 東物減と「事業系一般廃棄物にです。 の提出と「事業子一般廃棄物管理責任 者」の選任を求める制度。 |
| 公表に関して | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 全てを公表 | 全てを公表 | 一部を公表 | 全てを公表 | 取りまとめた概要を 公表 | 取りまとめた概要を 公表 |

| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|------------|--|------------------------|--|---|--|------------------------------------|--|---|
| 対象環境分野 | ., | | 10 | | <u></u> | | | |
| 地方公共団体名 | 川口市 | 横須賀市 | 春日部市 | 山形市 | 下関市 | 市原市 | 枚方市 | 和歌山市 |
| 条例の名称 | 川口市廃棄物の減量 | 廃棄物の減量化、資 | 春日部市廃棄物の処 | 山形市廃棄物の減量 | | 市原市廃棄物の適法 な処理及び減量に関 する条例 | 枚方市廃棄物の減量 | 和歌山市廃棄物の減 量推進及び適正処理 に関する条例 |
| 条例の施行日 | 1995/7/1 | 1993/4/1 | 1994/7/1 | 1997/3/31 | 1995/7/1 | 1994/10/1 | 1993/12/22 | 2000/3/27 |
| 制度の名称 | 事業用建築物の所有 者等の義務 | | | 事業系廃棄物の管理 | | 多量排出事業者等の | | |
| 制度の開始日 | 1995/7/1 | | | 1997/4/1 | 1995/7/1 | 1994/1/1 | | 2000/4/1 |
| | 事業の用途に供され | 日量平均50kg以上 | 興行場、百貨店、店 | | 事業の用途に供され | | 1日平均10kg以上 | |
| 類・規模 | る部分の延床面積が | | 舗、事務所、学校、 共同住宅等の大規模 な建築物の所有者 等、及び常時1日平 均50kg以上の事業 系一般廃棄物を排出 | | が3,000㎡以上の建 築物、及び一般廃棄 物の減量のため市長 が特に必要と認める | ごみ排出量が 3 t以上 の事業者 | 又は一時に100kg 以上の廃棄物を排出 する事業者 | 多量に排出する事業所 |
| | に対し、「廃棄物管 理責任者」の選任と 届出、 「廃棄物減 量計画書」の作成と | 排出する事業者に対 し、「減量化、資源 | の減量に関する計 画」の作成と市長へ の提出を求める制 | イクルの推進を目的 とし、大規模建築物 の所有者に対して、 事業系廃棄物の管理 責任者選任届及び減 | | し、事業系一般廃棄 物の排出抑制及び適 法処理を求める制 | 1日100kg以上の 事業者に対しては、 廃棄物管理責任者の 設置と、 廃棄物の 排出量、処分量、再 | 衆衛生の向上を図る ことを目的として、 市長が多量排出者に 対して、排出物の発 生抑制、再利用の促 進、廃棄物の適正処 理についての指示が |
| 公表に関して | その他 | その他 | 公表は行っていない | 取りまとめた概要を 公表 | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 公表は行っていない |

| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|-------------|--|------------------------|--|--|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 対象環境分野 | 20 | | 21 | | | 1 00 | 01 | 02 |
| 地方公共団体名 | 札.幌市 | 高槻市 | 藤沢市 | | 仙台市 | 仙台市 | 大和市 | 大津市 |
| 条例の名称 | 札幌市廃棄物の減量 | 高槻市廃棄物の減量 | 藤沢市廃棄物の減量 化、資源化及び適正 | | 仙台市廃棄物の減量 | 仙台市廃棄物の減量 | 大和市廃棄物の減量 | 大津市廃棄物の処理 及び再利用の促進並 びに美化に関する条 |
| 条例の施行日 | 1993/4/1 | 1994/4/1 | 1993/4/1 | 1993/4/1 | 1993/3/18 | 1993/4/1 | 2000/4/1 | 例 1994/9/1 |
| 制度の名称 | 事業系廃棄物減量計 | 高槻市における事業 系一般廃棄物の減量 | 多量排出事業者 事 業系一般廃棄物減量 | 大規模事業所の管理 | | 仙台市廃棄物の減量 | | 一般廃棄物減量計画 |
| 制度の開始日 | | 1994/4/1 | 1993/4/1 | 1993/4/1 | 1994/1/1 | 1993/4/1 | | 1994/9/1 |
| 対象事業所の種類・規模 | する法律第2条第1 項に規定する大規模 建築物 大規模小 売店舗立地規定 東の 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 大規模小 表 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 | み排出量が1日当り 300 kg以上 | 模小売店舗 事業 所面積3,000㎡以上 の事業所 | する法律に規定する 特定建築物 500 ㎡を超える店舗面積 を有する店舗 医 | 生的環境の確保に関する法律に規定を1500㎡を建築物が高端を指定を超える店舗を有法規模に表示を対した。 病法規模に表示を対した。 病立規模に表示を対した。 事業の 1000㎡を対した。 東京の一般連のの一般を変換を表した。 東京の一般を変換を表した。 第200㎡を対した。 第200㎡をがりに、 第200㎡ | 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者 | t 以上の事業所系一般廃棄物を排出する 事業所 | 年間50トン以上の事業系一般廃棄物を発生させる事業者 |
| 制度の概要 | 者に対して、1年間 の当該大規模建築物 に係る事業系廃棄物 の減量及び適正な処 | 善勧告及び公表、受 | 者に対して、事業系 一般廃棄物の減量 化、資源化、適正座 理計画の提出、廃棄 物管理責任者の選任 と届出を求める制 度。なお、計画及び 実施状況に対する調 | て、一般廃棄物管理 責任者の選任、一般 廃棄物減量計画の作 成、実施及び届出、 | 計画書の作成及び市 | 所有者等及び多量排 出事業者に対して、 事業系一般廃棄物の | 書」の作成を求める 制度。なお、「減量 化等計画書」を作成 | 上記に該当する事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び市への提出を求める制度。 |
| 公表に関して | 公表は行っていない | 全てを公表 | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 取りまとめた概要を 公表 | 公表は行っていない | 公表は行っていない | その他 |

| | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
|-----------------|-----------|-------------------------------------|--|--|--|---|---|---|
| 対象環境分野 | | 34 | 33 | | | 30 |] 39 | 40 |
| 地方公共団体名 | 松戸市 | 川越市 | 福山市 | 千葉市 | 十代田区 | 鹿児島市 | 堺市 | 大阪市 |
| 条例の名称 | 松戸市廃棄物の減量 | 川越市廃棄物の処理 | 福山市廃棄物の処理 | 千葉市廃棄物の処理 | | 鹿児島市廃棄物の処 | 堺市廃棄物の減量及 | 大阪市廃棄物の減量 推進及び適正処理並 |
| | る条例 | る条例 | する条例 | る条例 | 関する条例 | 条例 | 条例 | びに生活環境の清潔保持に関する条例 |
| 条例の施行日 | 1994/4/1 | 1995/10/1 | 1993/12/22 | 1994/4/1 | 2000/4/1 | 1993/4/1 | 1993/4/1 | 1993/4/1 |
| | 計画書届出制度 | 多量排出事業者制度 | 画書 | 事業系廃棄物減量計 画書の提出 | の所有者等の義務 | 関する計画書 | にその適正な処理に 関する計画書 | 事業系廃棄物の減量 推進及び適正処理に 関する計画書 |
| 制度の開始日 | 1994/4/1 | 1995/10/1 | | 1995/4/1 | | | | 1993/4/1 |
| 対象事業所の種 類・規模 | 越えるもの、又は延 | ごみを5 t 以上市の 処理施設へ搬入する 事業者 | 多量排出事業者 | る延床面積が3,000 ㎡以上の建築物 | | 事業活動に伴って生 ずるごみを1ヶ月平均 500 k g 以上排出す る事業者 | 361容器9個分以上 | 事業用途に供する部分の00㎡以上(供する部分の00㎡以上(対極では、1条に対し、対策を対し、1条に対し、対策を対し、1条に対し、対策を対し、1条に対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が、対策を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対 |
| 制度の概要 | の減量計画書の作成 | 者の選任、事業系一 般廃棄物の減量等計 画書の作成、再生利 | して、 一般廃棄物 の排出量、処分量及 び減量化の前年度実 績並びに当該年度の 見込み、 前年度実 績の自己評価、 減 | 者に対して、廃棄物 の種類ごとに前年度 の排出量、再利用実 績量及び当該年度の | 上記に該当する建築物の所有者に該当する建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者を選任及び届利用開画書の対象の対象所の設置等を求める制度。 | 画書の作成及び管理 責任者の選任を求め る制度。計画書の記 載事項は、廃棄物の 種類、量、処理方 法、資源化率であ る。なお、市は内容 | 系一般廃棄物の減量 化、資源化を図り、 適正処理を推進する ために、多量排出事 業者に対して、「事 業系一般廃棄物の排 出及び再利用並びに | 大規模な事業用建物 の所有さいでは、 で、可利のでは、 で、可利のでは、 で、可利のでは、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 |
| 公表に関して | 公表は行っていない | その他 | その他 | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 一部を公表 | その他 |

| | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 |
|-------------|--|--|--|--|--------------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 対象環境分野 | 41 | 1 42 | | <u> 44</u> Jサイクル | 1 45 | 1 40 | 有害化 | |
| 地方公共団体名 | 柏市 | 柏市 | | 墨田区 | 練馬区 | 練馬区 | 埼玉県 | 東京都 |
| 条例の名称 | 柏市廃棄物処理清掃 条例施行規則 | 柏市ごみ減量、リサイクル協力店及びエコオフィス推奨制度実施要領 | 文京区廃棄物の処理 及び再利用に関する | 墨田区廃棄物の減量 | 練馬区リサイクル推進条例 | | | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 |
| 条例の施行日 | 1993/4/1 | 1995/10/1 | 2000/4/1 | 2000/4/1 | 2000/4/1 | 2000/4/1 | 2002/4/1 | 2001/4/1 |
| 制度の名称 | 事業系一般廃棄物減 量計画書 | | 再利用計画書 | 事業用大規模建築物 | 事業者が進めるリサ イクル | | | 石綿含有建築物解体 等工事の作業施工計 画 |
| 制度の開始日 | 1993/4/1 | 1995/10/1 | 2000/4/1 | 2000/4/1 | 2000/4/1 | | | 1994/7/20 |
| 対象事業所の種類・規模 | 床面積3,000㎡以上 の建築物を有し、か つ100人以上の従業 員を使用している事 業所、又は他に市も が特に必要と認める 事業所 | | のうち、事業用途に 供する部分の床面積 | 事業用途に供する部 分の床面積の合計が 3,000㎡以上の建築 物 | 事業所全般 | 事業用大規模建築物 (床面積の合計 3,000㎡以上) | 特定化学物質の取扱 量が年間500 k g 以 上、かつ、従業員数 が21人以上の事業者 | 石綿含有材料を使用している建築物 |
| | 棄物を排出する事業 者に対して、減量計 | では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 者に対して、組成ご とに発生量、処理量 (再利容量、廃棄 量)、再利用率について、前年度実績、 今年度計画等の提出 を求める制度。な お、区は立入指導も | 再利用・資源化を効果的に進めるために、上記に該当する | 事業者に対して、事業活動における環境、リサイクル指針の策定を求める制度。 | 減量及び適正な処理 のために、上記に該 当する事業者に対し | 物質を適正に管理するための手順等をを めた書面(管理体制、事故時の措置、物質の取扱い方法と 物質の取扱び提出を、 の作成及びよお、 める制度。な、 と と と と の に に 管理体 、 等 は の の に が り の に が り の に が り の に る も の り の り の り の り の り の り に る り の り に り る り る り る り る り る り る り る り る り と り と | 石綿含有面積が、壁 面及び天井その他の 部分に15㎡、上ある 建築、工事施工前14日 までに出をすが、 でに出をおいまで出ています。 度、対の では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は |
| 公表に関して | 取りまとめた概要を 公表 | 未記入 | その他 | 公表は行っていない | その他 | 全てを公表 | その他 | 公表は行っていない |

| | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|-------------|---|---|-------------------------------------|--|---|---|--|
| 対象環境分野 | | | <u> </u> | <u> </u> | <u>. 33</u> その他 | <u> </u> | |
| 地方公共団体名 | 東京都 | 東京都 | 東京都 | 東京都 | 八尾市 | 豊橋市 | 鹿児島市 |
| 条例の名称 | | 都民の健康と安全を | 都民の健康と安全を 確保する環境に関す る条例 | 都民の健康と安全を 確保する環境に関す る条例 | 八尾市公害防止条例 | 豊橋市公害防止条例 | 鹿児島市民の環境を よくする条例 |
| 条例の施行日 | 2001/4/1 | 2001/4/1 | 2001/4/1 | 2001/4/1 | 1980/4/1 | 1971/12/25 | 1974/1/9 |
| 制度の名称 | 化学物質管理方法書 の作成 | 土壌汚染処理計画書 の作成及び土壌汚染 拡散防止計画書の作 成 | 書 | | 公害防止協定 | 公害防止協定 | 公害防止協定 |
| 制度の開始日 | 2001/10/1 | 2001/10/1 | | | | | |
| 対象事業所の種類・規模 | 工場及び指定作業場 (適正管理化学物質 取扱事業者) | (有害物質を取り | 30台以上の自動車を 有する事業者(約 3,000事業所) | 事業所 | 主に敷地面積が 1,000㎡以上の特定 工場等 | 特に定めていない | 市長が公害防止を推進するため必要と認める事業者 |
| 制度の概要 | 適正管理化学物質取 扱事業策にといいで学 物質適正管理指学物質では基づいた「化針」 に基づいた「化針」に基理方法書」で で表するる制度。な が21人で、年度取扱上で、年度取扱上で、年度取扱の事業 者は届出が必要である。 | 「土壌汚染対策指 針」に基づいた「土 壌汚染処理計の作成を求める場 度。なお、工場をは30 日前までに属出が必 要であり、処理基準 を超えている場合に | 者に対して、2003年 10月1日から開始さ | 認めるときは、工場を設置している者に対して、規則で定めるところにより、有い煙、粉じん、有害がある。 が対え、汚水、騒音、振動又は悪臭の減少 | 上記に該当する事業 者が、工場等()で規 定されている計・事置を 場)を新たに設事となる場合、対象を新たに対して、 る場合、大会事長の 公害防止協定の 公害防止協度。 | 事業活動によって生 ずる公害の防止と環 境の整備を図るため に、臨海部立地企業 に対して、公害防止 協定の締結を求める 制度。 | 市場が公害防止を推進するため必要と認める事業者に対して、公害防止協定の締結を求める制度。 |
| 公表に関して | 一部を公表 | | 取りまとめた概要を 公表 | 公表は行っていない | 全てを公表 | その他 | その他 |

別紙2:事業者が環境関連の計画等を策定することを支援・誘導する制度

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|-----------------|---|---|--|---|--|---|--|--|
| 対象環境分野 | 環境全般 | | | | | | | |
| 制度の内容 | 審査・登録(認証)制度 | | | | | 環境保全協定等 | | |
| 地方公共団体名 | 京都府 | 東京都 | 熊本市 | 岡山市 | 荒川区 | 岩手県 | 岡山市 | 大津市 |
| 制度の名称 | エコ京都 2 1 認証・ 登録制度 | 事業活動エコ・アッ プ事業 | 熊本市事業所グリー ン宣言 | 岡山市環境パート ナーシップ事業 (グ リーンカンパニー活 動) | あらかわエコ協定 | 県民の健康で快適な 生活を確保するため の環境保全に関する 条例 | 岡山市環境保全協定 | 環境保全協定「環境 保全協定に定める環 境保全活動及び報告 書作成に関する手引 き」 |
| 制度の開始日 | 2001/11/21 | | 1999/1/1 | 2001/4/1 | | | 1973/2/1 | |
| 対象事業所の種 類・規模 | | 全ての事業所 | | 特定していない | 事業者全般 | 事業場を新設し、又 は増設しようとする 事業者 | 日、有害ガス40,000 ㎡/時 必要に応じ て県工業団地、新産 業ゾーン立地企業、 ゴルフ場 | 定めていない |
| | により、審査会により、審査を表すでは、審査を基本では、でを表し、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 活動に伴って生じるでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないできない。できないできないできない。できないできないできないできない。これでは、できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない | 事業所が省工ない。 当業所が省工ない。 当まるとは、 はいのでは、 | 市的取す始パ業二門評コ1業りテに対を事境むとたナリ動、ローラーでは、アウラではないではなりではないはないではないはないではないではないではないではないではないではないでは | ムづくりを支援する ことを目的として、 環境にやさしい取り 組みを行う事業者に 対して、区が「荒川 区環境配慮行動計 画」の中から行動メ | 工場、は事業場を新出り、は事業場を表現は、は事業場では、は事業場では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 法令を補完し、あるいは法令等のを補完し、あるいは法令等のをを りあるとにより内容を公るの未然防止を の未然防止を の未然防止を として25社と締結。 | 環境保全協定に基づく環境管理体制の整備について、市で手引きを作成し事業者に示す制度。 |
| 提出の有無 | 提出有り | 提出有り | 提出無し | 提出有り | 提出有り | 提出無し | 提出有り | 提出有り |
| 公表に関して | その他 | 全てを公表 | 公表は行っていない | 取りまとめた概要を 公表 | 一部を公表 | その他 | その他 | その他 |

| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|-----------------|------------|---|---|--|----------------------|-----------------------------|--|--|
| 対象環境分野 | 環境全般 | | | 自然(緑化等) | 地球温暖化 | | 廃棄物 | |
| 制度の内容 | 環境保全協定等 | | 環境保全活動への融 資等 | | | | | |
| 地方公共団体名 | 千葉市 | 柏市 | 茨城県 | 岡山市 | 広島県 | 金沢市 | 三重県 | 熊本県 |
| 制度の名称 | 地球環境保全協定 | 環境保全協定 | 茨城県地球環境保全 行動条例に基づく事 業者支援事業 | 緑化協定 | ひろしま温暖化防止 プロジェクト | 金沢市持続可能な社会を形成する連絡会 | | ゼロエミッション企業推進事業 |
| 制度の開始日 | 1999/10/19 | 1997/8/28 | 1996/1/1 | 1971/12/23 | 1999/5/1 | 2000/7/10 | 2002/4/1 | 2000/1/1 |
| 対象事業所の種 類・規模 | 製造業を除く事業者 | | 省エネ(化石燃料使用量が原油換算1,500kl又は電気使用量600万kWh以上)、省資源(産業廃棄物排出量1,000t以上等)、緑化(敷地面積6,000㎡以上)特定事業場 | 工場、流通団地等 | ひろしま地球環境 フォーラムの会員 | 金沢市内に事業所、工場等を有する企業(上記の会の会員) | 年間産廃排出量500 t以上の事業者 | 熊本市内の事業所を 除く産業廃棄物排出 事業者 |
| | 配慮した取り組みを | 防止と環境負荷の低減)のために、事業者に対して、事業者と市との間に協定の締結を求める制度。 | 上記には、 | 一進域域準め出お及が援きがない。 にすに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | | 者に対して、「地球 | 廃掃法で対象として いない規模の事業者 に対して、 原正管理計制制 し、 イクル を促進させる 制度。 | 上記に該当する事業 者に対してドバイボー はよった。 イザー によった。 イザー によった。 イザー によった。 イザー によった。 イガー のの削減・有のの のの指導を 行う制度。 |
| | | 提出有り | 提出無し | 提出有り | 提出有り | 提出有り | 未記入 | 提出有り |
| 公表に関して | その他 | その他 | 一部を公表 | 取りまとめた概要を 公表 | 全てを公表 | 取りまとめた概要を 公表 | 未記入 | 公表は行っていない |

| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
|-----------------|---|---|---|---|-----------------------------------|---|----------------------------|---|--|
| 対象環境分野 | | | その他 | | | | | | |
| 制度の内容 | | | 環境マネジメントシステム構築支援 | | | | | | |
| 地方公共団体名 | 大阪市 | 大阪市 | 愛媛県 | 徳島県 | 茨城県 | 香川県 | 福島県 | 福島県 | |
| 制度の名称 | 建設工事等にいける 産業廃棄物の処理に 関する指導要綱 | 多量排出予定事業者 における産業廃棄物 の予測評価に関する 指導要綱 | 環境保全資金融資制 度 | 徳島県環境保全施設 整備等資金貸付金 | 環境対応促進融資 | 環境配慮型事業活動 促進事業 | 新事業創造資金 (ISO等認証取得 枠) | 専門家派遣事業 | |
| 制度の開始日 | 2001/4/1 | 2001/4/1 | 1970/4/1 | 1968/4/1 | | 2000/1/1 | 1998/4/1 | 2000/4/1 | |
| 対象事業所の種 類・規模 | 大阪府域内に営業所 を有し、資本金3億 円以上の建設業者等 | 工場の新設や増設に より、年間1,000 t 以上の産業廃棄物の 排出が予測される事 業場 | 愛媛県内に工場又は 事業場を有し、1年 以上引き続いて現在 の事業を営んでいる 中小企業者及び中小 企業団体 | 県内の中小企業・個 人で、工場等を原則 1年以上引き続き経 営する事業者 | 中小企業信用保険法 に規定する中小企業 者等 | | 県内中小企業者 | 創業者、中小企業者 等 | |
| | 建設を実と工留制設物ア泥・(対している)を実と工留制設物ア泥・(対している)を実正、出に報、係項まにンテ発以の代表に対する。事コフののでは、自然では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 工場の新設や増設により、年間1,000 t 以上の産業廃物の 排出が予測され、減量 化、再資調では、大調量 化、工事では、大調量 化、工事では、大調量 に、大調車 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 が、大 | (審政・大学を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (| IS014001の取得等にあたり必要な資金を一事業所につき5,000万円以内で融資する制度(7年以内の償還、利率2.2%又は2.24%)。 | IS014001の認証を取得する場合の運転資金を低利融資する制度。 | IS014001の認証取得を促進するために、現境マネジスや内容を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を | 制度。 | IS014000シリーズの 認証取得等経小企業 者等中小企業 者等の専門家を で、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | |
| 提出の有無 | 提出有り | 提出有り | 提出無し | 提出有り | 提出無し | 提出無し | | 提出無し | |
| 公表に関して | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 未記入 | 公表は行っていない | 未記入 | 未記入 | 公表は行っていない | 公表は行っていない | |

| | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---------|---|--|--------------------------------------|-----------------------|--|--|---|--|
| | 20 | | | | | | | 02 |
| 制度の内容 | その他 環境マネジメントシステム構築支援 | | | | | | | |
| 地方公共団体名 | 熊本県 | 福井県 | 相模原市 | 尼崎市 | 春日井市 | 川越市 | 大阪市 | 千葉市 |
| 制度の名称 | ISO取得支援事業 | IS014001認証取得支 援補助 | ISO認証取得促進事 業補助金 | 国際標準化機構規格 認証取得支援制度 | 国際標準化機構認証 取得事業助成 | 川越市中小企業認証 等取得資金融資 | 国際規格認証取得事 業補助制度 | 千葉市ISO認証取得 事業助成制度 |
| 制度の開始日 | 1998/1/1 | 2001/4/1 | 1999/4/1 | 1998/5/1 | 2000/4/1 | 2000/11/1 | 1998/1/1 | 2001/4/1 |
| | 県内に本店を有し、 製造業を営む中小企 業者(資本金3億円 以下、従業員数300 人以下) | 県内中小企業者 | 市内中小企業事業者、事業協同組合等 | 市内中小企業者 | 市内中小企業者 | 中小企業(信用保証 協会の保証対象企 業) | 中小企業で、 | 市内に本社または主たる事業所等を有し、主として製造業または建設業を営む中小企業者 |
| 制度の概要 | 国際的な規格である ISOの認証取得を支 援する制度。具体的 には、 ISO研修サルタント派遣に補助をで 費の一部ででである 経費の一部でである 経費の一部でである 手業費補助事業がある。 | 係る経費等の一部を 助成(補助率1/2以 内、限度額1,000千 | 料、登録料 1 / 3 以内 50万円限度に補助す る制度。 | | 14000シリーズの認 証取得に対する助成 制度(審査登録費用 の5%以内(限度額 200万円))。 | IS014001の認証取得する企業に必要なでではできた。 では、 | IS014001の認証取得 事業を実施する企業 に助成する制度。補助限度額は1企業当 りあたり100万円である。 | IS014001の認証取得に係る費用にうち、審査登録機関に支払う対象経費の1/2または50万円を限度として補助金を交付する制度。 |
| 提出の有無 | 提出無し | 提出有り | | 提出有り | 提出有り | 未記入 | 提出無し | 提出有り |
| 公表に関して | 公表は行っていない | 公表は行っていない | 未記入 | 公表は行っていない | 一部を公表 | その他 | 未記入 | 公表は行っていない |

| | 33 | 34 | | | | |
|-----------------|--|---|--|--|--|--|
| 対象環境分野 | その他 | | | | | |
| 制度の内容 | | | | | | |
| 地方公共団体名 | 江東区 | 板橋区 | | | | |
| 制度の名称 | 環境保全対策資金融 資 | 環境マネジメントシ ステム構築・維持支 援事業 | | | | |
| 制度の開始日 | 2001/4/1 | 1999/4/1 | | | | |
| 対象事業所の種類・規模 | | 工場、事業場(種類、規模制限ない) | | | | |
| 制度の概要 | IS014001取得に要する費用(上限1,000 万円)を融資する制度。利子は一部を補助、信用保証料は補助である。 | 環境スを体供「スニ(マニ の助 の の の の の の の の の の の の の の の の の の | | | | |
| 提出の有無 公表に関して | 提出有り 公表は行っていない | 提出無し 公表は行っていない | | | | |